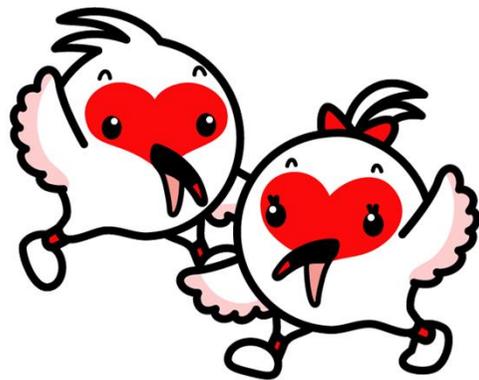


# 養育費の確保等に関する取組事例集 (新潟県版)



令和7年3月  
新潟県福祉保健部  
こども家庭課



# 目次

## 1 養育費等に関する情報

- (1) 養育費・面会交流とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 民法改正の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 2 取組事例

- (1) 新潟県の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 新潟市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (3) 長岡市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (4) 見附市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (5) 十日町市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (6) 南魚沼市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (7) 上越市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (8) 柏崎市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (9) ひとり親家庭等就業・自立支援センターの取組・・・・・・・・ 21

## 3 資料

- (1) ひとり親家庭等就業・自立支援センターの養育費相談実績・・ 23
- (2) 関連サイトのリンク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

# 1 養育費等に関する情報

- (1) 養育費・面会交流とは
- (2) 民法改正の動向

## 養育費とは



養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務（生活保持義務）であるとされています。

### 取決めの方法

養育費は、離婚後の子どもの養育のために、父母が離婚する前にきちんと話し合って決めておくことが大切です。離婚する際に取り決めることができなかつた場合、子どもを監護養育している親は、離婚後、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、子どもと離れて暮らしている親に対していつでも養育費を請求することができます。父母の話合いで決めることができない場合は、家庭裁判所の調停を利用できます。

### 金額の決め方

養育費は、離婚後の子どもの養育のために、父母が話し合ってお互いに納得する金額を決めることが大切です。養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。この「算定表」は裁判所や養育費等相談支援センターのホームページ等でも見ることができます。

### 金額の変更

養育費は、いったん取り決めても、その後、父母の収入が変化したり、再婚して扶養家族が増えたときなど、「事情の変更」があれば、増額又は減額について双方が話し合って取り決め直すことができます。

## 親子交流とは



子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。

### 親子交流の方法

親子交流の方法には、父母が話し合って決めた場所に子どもが出かける（連れて行く）方法、子どもと離れて暮らしている親が迎えに来る（訪問する）方法、宿泊を伴う方法などがあります。いずれの場合も、子どもの年齢、健康状態、生活状況等を考慮して無理のないように決めることが大切です。

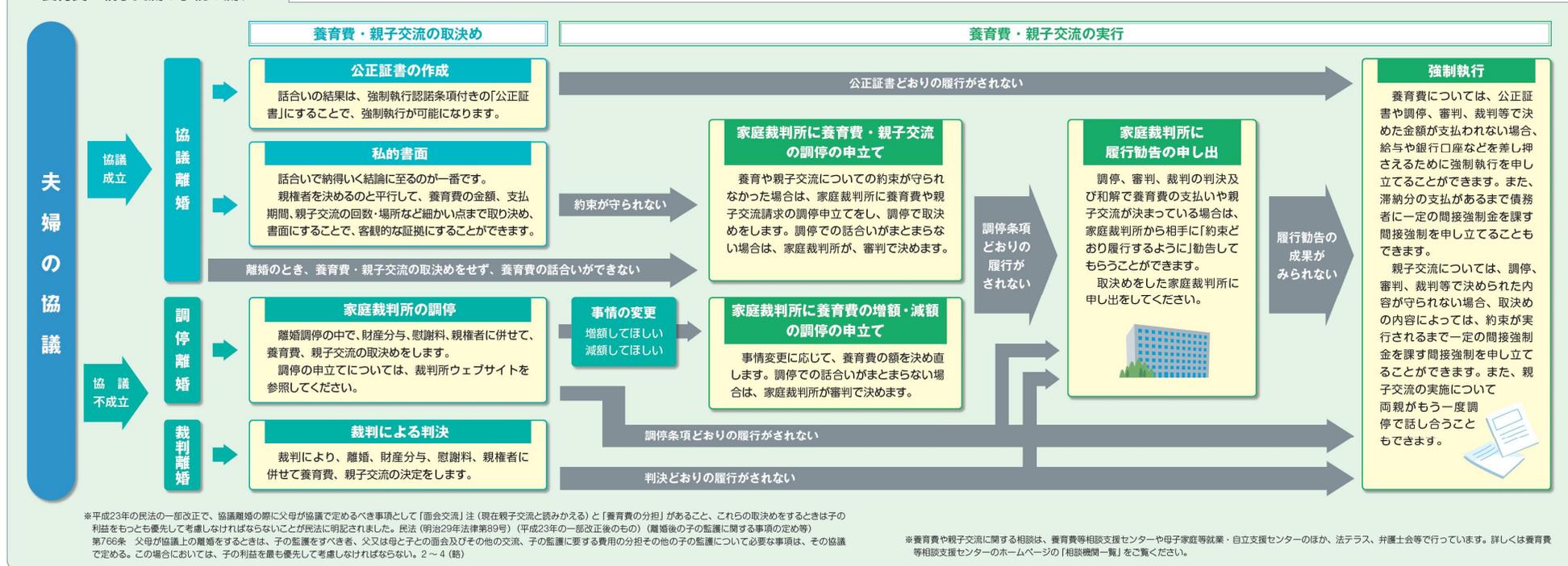
### 取決めの方法

親子交流を行う際には、子どもが安心して交流できるよう、親子交流の頻度、方法、時間、送り迎えの方法、親同士が守らなければならないルールなどを具体的に決めておくことが大切です。取決め内容は、父母が話し合って決めるのが一番ですが、話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所の調停を利用できます。

### 父母が心がけること

親子交流の際に子どもがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュール、生活リズムなどを尊重して、会い方や親子交流時の過ごし方を考えましょう。どちらの親も、相手の悪口を言わない、約束を守るなどのルールを守ることが大切です。

## 養育費・親子交流の手の流れ



## (2) 民法改正の動向

### 民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）が、令和6年5月17日に成立

- ・ 令和3年2月10日、法制審議会第189回会議において、法務大臣は、「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい」との諮問（諮問第113号）。
  - ・ 同審議会家族法制部会において計37回の調査審議が行われる中、中間試案の提示（令和4年11月）、パブリック・コメント手続（～令和5年2月）を経て、令和6年1月に要綱案が決定。
- （参考）法務省「家族法制の見直しに関する要綱案」  
[https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001\\_00238.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00238.html)
- ・ 令和6年3月8日、政府は民法などの改正案を閣議決定。第213回国会に提出。
- （参考）法務省「国会提出主要法案第213回国会（常会）」民法等の一部を改正する法律案 [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00348.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00348.html)
- ・ **令和6年5月17日、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が成立（同月24日公布）。公布の日から2年以内（令和8年5月まで）に施行。**
- （参考）[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00357.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html)

### 主な改正事項

#### 「親子関係に関する基本的な規律」「親権及び監護等に関する規律」について

##### 父母（親権者に限らない。）の責務等の明確化

改正法第817条の12

改正法においては、親権の有無にかかわらず父母が子に対して負う養育・扶養の責務と、婚姻関係の有無にかかわらず父母の子に係る権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力する責務等を明確化した。

##### 親権の性質の明確化

改正法第818条第1項

現行民法818条第1項が「成年に達しない子は、父母の親権に服する」と定めている。

→改正法においては、親権の性質を明確化。「親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない」とした。

##### 親権行使に関する規律

改正法第824条の2

現行民法第818条第3項は、婚姻中は父母が共同して親権を行い、父母の一方がこれを行うことができないときは、他の一方がこれを行う旨を定めている。

→改正法においては、父母が婚姻関係にあるか否かを問わず適用できるルールとして、親権は父母が共同して行うが、その一方のみが親権者であるとき、他の一方が親権を行うことができないとき、又は、子の利益のため急迫の事情があるときには、父母の一方が親権を行うとした。

##### 父母の離婚後等の親権者

改正法第819条

父母の離婚後等の親権者の定めについて、現行民法第819条が、父母が協議上の離婚をするときは、その一方を親権者と定めなければならない旨等を定めている。

→改正法においては、協議離婚の際にはその協議で父母の双方又は一方を親権者と定め、裁判上の離婚の場合には裁判所が父母の双方又は一方を親権者と定める等、離婚後においても父母の共同親権が認められることとした。

## (2) 民法改正の動向

### 主な改正事項 「養育費等に関する規律」について

#### 養育費等の請求権の実効性向上

改正法第306条第3号

改正法においては、養育費等の請求権の実効性の向上のため、民法第306条に定める一般の先取特権として、「子の監護の費用」を位置付ける。

#### ★ 民法第303条（先取特権の内容）

先取特権者は、この法律その他の法律の規定に従い、その債務者の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

→「一般の先取特権」は債務者の総財産（動産・不動産・債権その他の一切の財権が含まれる）を担保目的とする先取特権であり、その被担保債権は、共益の費用、雇用関係、葬式費用等、政策的見地から要保護性の強いものとされる。

#### 法定養育費

改正法第766条の3

改正法においては、父母が子の監護に要する費用の分担について定めずに協議離婚した場合に対応する仕組みとして、離婚後引き続き子の監護を主として行う者から他の一方に対し、法の定めに基づく養育費の請求ができることとする。

※ただし、請求を受けた当該他の一方が、支払能力を欠くこと等を証明したときはこれを拒むことができる。

## (2) 民法改正の動向

### 主な改正事項 「親子交流に関する規律」について

#### 父母の婚姻中の親子交流

改正法第817条の13

現行民法第766条は、父母の協議離婚時に、親権者とされなかった親の離婚後における子との面会、その他の交流等に必要な事項を定めることとしている。  
→改正法においては、父母の婚姻中においても、子と別居する父又は母と当該子との交流について必要な事項は、子の利益を最優先に考慮し、父母の協議で定めることとしている。

#### 親以外の第三者と子との交流に関する規律

改正法第766条の2

改正法においては、家庭裁判所が子の監護に必要な事項を定め、又はその定めを変更する場合に、子の利益のため特に必要と認めるときは、父母以外の親族と子の交流について定めることができることとしている。



父母以外の子の親族（子の直系尊属及び兄弟姉妹以外の者  
にあつては、過去に当該子を監護していた者に限る。）

### 主な改正事項

#### 「養子に関する規律」「財産分与に関する規律」について

##### 養子縁組がされた場合の親権者の明確化

改正法第818条第3項

現行民法第818条2項は、養子が養親の親権に服する旨を定めている。  
→改正法では、養子の親権者を養親と、子の父母であって養親の配偶者とすることとしている。

##### 未成年養子縁組及びその離縁の代諾に関する規律

改正法第811条第3項、第4項

現行民法第811条は、養子が15歳未満であるときの協議による離縁に関し、養子の父母が離婚しているときは、当該父母の協議（3項）又は家庭裁判所の審判（4項）によりその一方を養子の離縁後に親権者となるべき者と定めなければならないこととしている  
→改正法では、当該父母の協議又は家庭裁判所の審判によりその双方又は一方を養子の離縁後の親権者となるべき者と定めなければならないこととしている。

##### 財産分与に係る処分の考慮要素の明確化等

改正法第768条第3項

現行民法第768条第3項は、協議離婚の際の財産分与の協議が調わない当事者が、家庭裁判所に対し、当該協議に代わる処分を請求した場合に、家庭裁判所が考慮する要素については概括的に規定（当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情）。

→改正法では、上記の趣旨を法文上、より明確化。

・具体的に、当事者双方が婚姻中に取得又は維持した財産の額及び各当事者の寄与度、協力・扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入など、事項を例示。

・各当事者の寄与の程度が異なることが明らかでないときは、原則として夫婦双方で相等しいものとするとした。

## 2 取組事例

- (1) 新潟県の取組
- (2) 新潟市の取組
- (3) 長岡市の取組
- (4) 見附市の取組
- (5) 十日町市の取組
- (6) 南魚沼市の取組
- (7) 上越市の取組
- (8) 柏崎市の取組
- (9) ひとり親家庭等就業・自立支援センターの取組



## ● 養育費に関する公正証書作成等に対する補助事業

### 取組内容

#### 養育費に関する公正証書作成等に対する補助事業

県内の町村に居住し、養育費の取り決めのために費用を負担したひとり親家庭の方を対象に、負担した費用の一部を県が負担。

- 申請期間 : 原則、補助対象経費を負担した翌日から6か月以内
- 補助金額 : 対象経費の1/2（上限25千円）
- 対象経費 : ①弁護士への相談や公証役場での立ち合い、公正証書原案作成依頼費用②公証人手数料③戸籍謄本等の書類取得費用④収入印紙及び郵便切手代⑤ADR費用⑥その他

#### <実績>

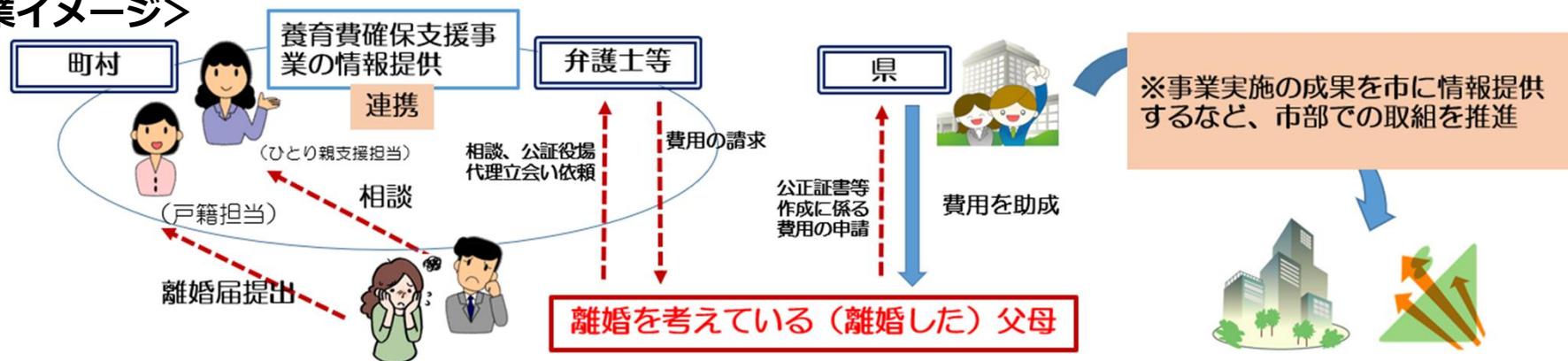
令和3年度事業開始

- 令和3年度 1件（上記対象経費のうち①）
- 令和4年度 3件（上記対象経費のうち①③④）
- 令和5年度 3件（上記対象経費のうち②）
- 令和6年度 3件（上記対象経費のうち②）（令和7年2月末時点）

#### <申込みに必要な書類>

- 申請書
- 領収書等の写し
- 養育費の取決めを交わした文書（又は養育費の債務名義化ができなかったこと理由書）
- 戸籍及び住民票（児童扶養手当証書でも可）

#### <事業イメージ>





### 養育費履行確保支援補助事業の実施

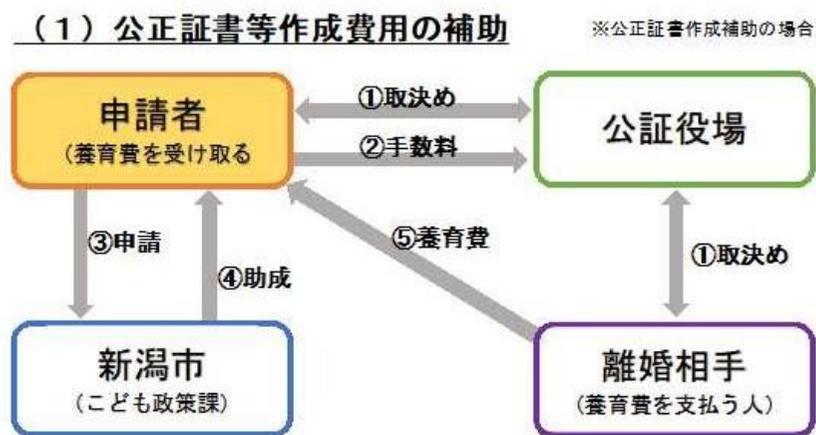
#### 取組内容

#### 1 公正証書等作成費用補助の実施（養育費等支援事業）

公正証書や家庭裁判所の調停で取り決めを行う場合の公正証書の作成手数料、戸籍謄本取得費用、郵送費用等を補助する。

- ◎対象者 新潟市在住のひとり親家庭の母または父で以下の要件をすべて満たす方
- ・養育費に係る債務名義を作成し、それに要する費用を負担していること。
  - ・養育費の取り決めの対象となる子（20歳未満）を扶養していること。
  - ・過去の他の自治体を含め同様の補助金の支給を受けたことがないこと。
- ◎補助額 上限10万円（養育費保証契約費用の補助額を含む）

#### <事業イメージ>



#### <相談実績（見込み）>

令和4年4月事業実施  
令和4年度 18件  
令和5年度 33件  
令和6年度（令和6年12月末時点）22件

#### <提出書類>

- ・児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成の受給者証の写し又は戸籍謄本
- ・養育費の取り決めを交わした文書
- ・補助対象費用の領収書



### 養育費履行確保支援補助事業の実施

#### 取組内容

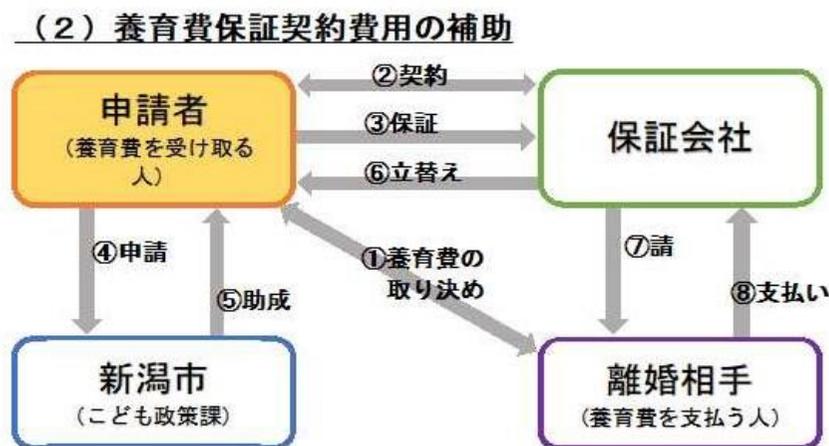
#### 2 養育費保証契約費用補助の実施（養育費等支援事業）

養育費の受取権利者が保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料（初回保証料）を補助する。

- ◎対象者 新潟市在住のひとり親家庭の母または父で以下の要件をすべて満たす方
- ・ 養育費に係る債務名義を作成し、それに要する費用を負担していること。
  - ・ 養育費の取り決めの対象となる子（20歳未満）を扶養していること。
  - ・ 過去の他の自治体を含め同様の補助金の支給を受けたことがないこと。
  - ・ 保証会社と1年以上養育費保証契約を締結していること。

◎補助額 上限10万円（公正証書等作成費用の補助額を含む）

#### <事業イメージ>



#### <相談実績（見込み）>

令和4年4月事業実施  
令和4年度 0件  
令和5年度 2件  
令和6年度（令和6年12月末時点）0件

#### <提出書類>

- ・ 児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成の受給者証の写し又は戸籍謄本
- ・ 養育費の取り決めに交わした文書
- ・ 補助対象費用の領収書
- ・ 保証会社と締結した養育費保証書の写し



### 養育費履行確保支援補助事業の実施

#### 取組内容

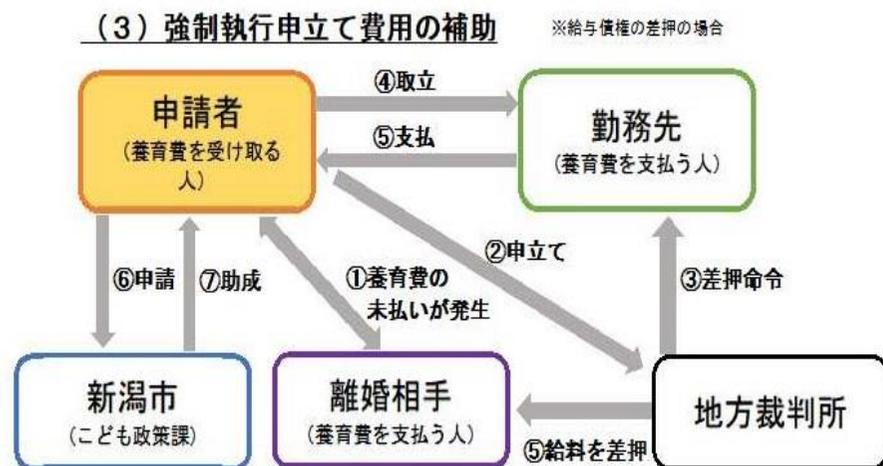
#### 3 強制執行申立て費用補助の実施（養育費等支援事業）

未払い養育費の回収のため、裁判所に強制執行申立て等(強制執行のために必要な財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立てを含む)を行う場合の予納切手代や、戸籍謄本取得費用等を補助する。

- ◎対象者 新潟市在住のひとり親家庭の母または父で以下の要件をすべて満たす方
- ・養育費に係る債務名義を作成し、それに要する費用を負担していること。
  - ・養育費の取り決めの対象となる子（20歳未満）を扶養していること。
  - ・過去の他の自治体を含め同様の補助金の支給を受けたことがないこと。

◎補助額 上限5万円

#### <事業イメージ>



#### <相談実績（見込み）>

令和6年11月事業実施  
令和6年度（令和6年12月末時点）0件  
※令和6年4月1日以降に裁判所に申立てされた方が対象

#### <提出書類>

- ・児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成の受給者証の写し又は戸籍謄本
- ・養育費の取り決めに交わした文書
- ・補助対象費用の領収書
- ・申立て手続きを行ったことが分かる書類(債権差押命令の正本の写し、情報提供命令の写し等)



## ● 養育費に関する公正証書作成費等補助及び養育費保証契約における保証料補助

### 取組内容

#### ◆ 養育費に関する公正証書作成費等補助及び養育費保証契約における保証料補助の実施（離婚前後親支援事業）

##### 1 公正証書作成費等補助

- ・ 養育費の取り決めのための債務名義取得費用の一部を補助する。  
対象経費：①弁護士への相談費用、行政書士等への公正証書作成依頼費用 ②公証人手数料  
③戸籍謄本等書類取得費用 ④収入印紙及び郵便切手代 等

##### 2 養育費保証契約における保証料補助

- ・ 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料を補助する。  
対象経費：保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担した費用

#### <対象者>

- ・ 以下のすべてに該当する方
  - （1）長岡市内に居住し、申請時にひとり親の方
  - （2）児童扶養手当の受給者又は同様の所得水準の方
  - （3）養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
  - （4）養育費の取り決めのための経費を負担した方

#### <補助額>

- ・ 対象経費の1/2（上限25,000円）

#### <補助実績> ※令和4年度から事業開始

- ・ 令和4年度 4件
  - ・ 令和5年度 4件
  - ・ 令和6年度 2件（令和6年12月末時点）
- ※いずれも上記1 公正証書作成費等補助のみ



## 養育費確保のための以下の手続に対する補助事業を実施

- 公正証書等の作成経費の補助
- 養育費保証契約締結経費の補助

### 取組内容

#### 1 養育費に関する公正証書作成等に対する費用補助の実施

ひとり親家庭の母又は父が養育費に関する取り決めのため、**公正証書等を作成する際に要する本人負担費用（上限5万5千円）を補助する。**

##### 【補助対象費用】

- ・ 養育費の取り決め等のために、弁護士、行政書士等への相談費用
- ・ 公正証書原案の作成を弁護士等に依頼した際の費用
- ・ 公正証書作成時における公証役場への立ち会いを弁護士等に代理人として依頼した際の費用
- ・ 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ・ 家庭裁判所への調停申立てや裁判に要する戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手代
- ・ 弁護士会及び認証ADR事業者が実施するADR申込料や依頼料に相当する費用及び調停期日費用に相当する費用

##### <相談までの流れ>

申請

- ・ 市に届出または郵送により申請

審査

- ・ 市による審査、交付の決定

支払い

- ・ 申請者への補助金の支払

##### <実績>

令和5年度事業開始

- ・ 令和5年度 2件
- ・ 令和6年度 1件（令和7年1月末時点）

（いずれも、養育費の取り決め等のための弁護士への相談費用及び公正証書原案の作成を弁護士に依頼した際の費用について補助）

##### <課題>

周知不足も  
あると考え  
られ、申請  
者が少ない

改善策

- ・ 離婚届出受理担当課との連携を図る
- ・ 女性相談担当課との連携を図る
- ・ 児童扶養手当等の案内の際にチラシ同封等、対象者と接点のある機会等に制度の周知を行う

## (4) 見附市の取組

### 取組内容

#### 2 養育費保証契約締結経費補助の実施

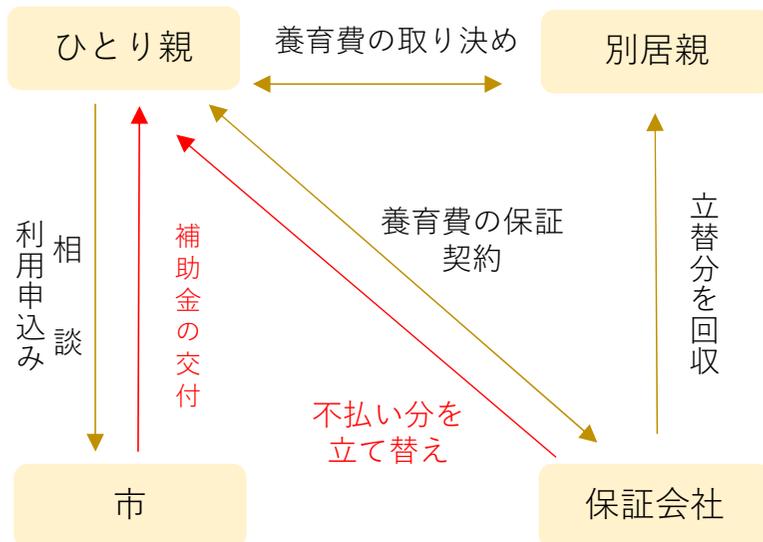
養育費の支払いについて、保証会社と養育費保証契約を締結する場合に、**保証料、手数料の負担分（上限5万円）を補助**する。

【対象者：（公正証書等の作成経費補助も同じ）】

次の①～④の要件をすべて満たす者

- ① 市内に居住し、申請時にひとり親世帯である方
- ② 養育費の取り決めにかかる費用を負担した方
- ③ 養育費の対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- ④ 過去に同一の児童を対象として、同内容の補助を受けていない方

#### <事業イメージ>



※保証会社の紹介は行っていない。

#### <申込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費助成受給者証（未受給者は児童の戸籍又は住民票）
- ・ 補助対象経費に係る領収書等の写し
- ・ 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る）の写し
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し（保証期間が1年以上のものに限る）

#### <助成の対象・申請期限>

申請期限：補助対象経費を負担した翌日から6か月以内

#### <実績>

令和5年度事業開始

- ・ 令和5年度 0件
- ・ 令和6年度 0件（令和7年1月末時点）



## ● 公正証書等作成費用および養育費保証契約費用の一部補助

### 取組内容

#### ◆ 公正証書等作成費用および養育費補償契約費用の一部補助の実施（離婚前後親支援事業）

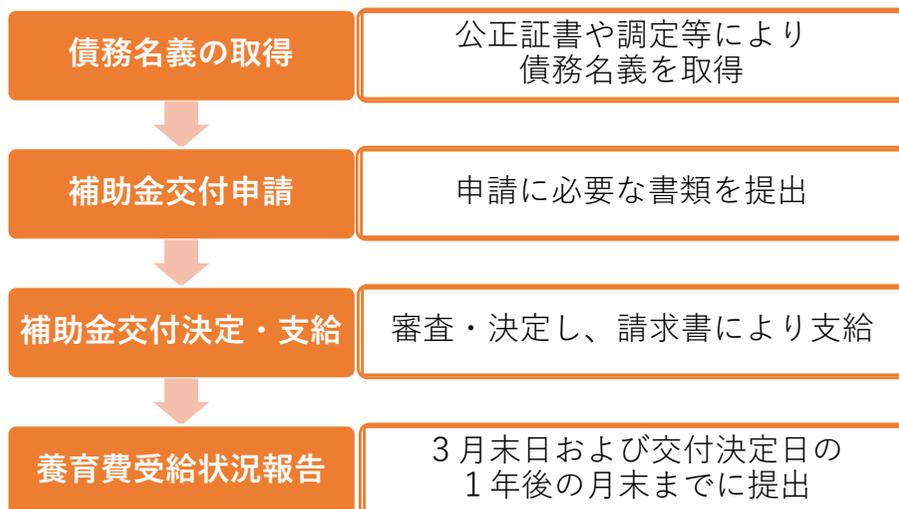
##### ○ 補助対象経費

- ・ 養育費請求調停に係る申立て手数料、添付書類の取得費用等の一部
- ・ 公証人手数料および添付書類の取得費用等の一部
- ・ 養育費保証契約に係る保証料、手数料等の一部

##### ○ 補助額

補助対象経費の2分の1の額（上限25,000円）

#### <手続きの流れ>



#### <申請に必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 児童扶養手当証書または戸籍謄本等
- ・ 補助対象経費の領収書等の写し
- ・ 債務名義化した文書の写し
- ・ 養育費保証契約書の写し

#### <実績>

令和5年度事業開始

- ・ 令和5年度 1件
- ・ 令和6年度 3件（令和6年12月末時点）

## (6) 南魚沼市の取組



### ● 養育費に関する債務名義取得費用の補助

#### 取組内容

#### ◆ 養育費確保支援事業の実施

公正証書（強制執行認諾約款付き）や調停調書などの債務名義取得に要した費用を補助。

##### 【対象者】

- ・南魚沼市内に住所があり、申請時にひとり親であること
- ・養育費の取決めに係る費用を負担していること
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有すること
- ・養育費の取決めの対象となる20才未満の児童を現に扶養していること
- ・過去に同一の債務名義で補助金の交付を受けていないこと

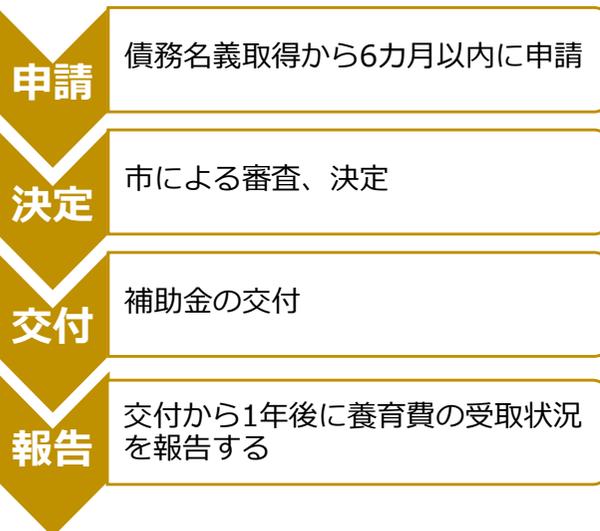
##### 【補助額】

対象経費の1/2（上限額25,000円）

##### 【対象経費】

- ・公証人手数料
- ・戸籍謄本等の取得費用
- ・公証人役場や裁判所との連絡用の切手代
- ・弁護等への相談費用
- ・ADRによる和解に要した費用

#### <手続きの流れ>



#### <申請に必要な書類>

- ・公正証書や調停証書等の債務名義
- ・収入印紙代や戸籍謄本等の取得代、連絡用の切手代の領収書またはレシート
- ・児童扶養手当の受給者は、児童扶養手当証書の写し
- ・児童扶養手当の受給者でない場合は、申請者と扶養している児童の戸籍謄本
- ・補助金の振込先口座（対象者名義）

#### <実績>

令和5年8月事業開始

- ・令和5年度 交付件数5件
- ・令和6年度 交付件数0件（令和7年2月末現在）





## ● 養育費に関する公正証書作成費等補助及び養育費保証契約における保証料補助

### 取組内容

#### ◆ 養育費に関する公正証書作成費等補助及び養育費保証契約における保証料補助の実施（離婚前後親支援事業）

##### < 1 公正証書作成費等補助 >

養育費取り決めのための債務名義取得費用の一部を補助する。

対象経費：①弁護士等への相談費用 ②弁護士等への公正証書原案の作成依頼費用

③公正証書作成時に公証役場への立ち会いを弁護士等に依頼した費用 ④公証人手数料

⑤戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙及び郵便切手代等

⑥弁護士会及び認定ADR事業者が実施するADRの申込料や依頼料及び調停期日に相当する費用

##### < 2 養育費保証契約における保証料補助 >

保証会社と養育費保証契約（契約期間1年以上）を締結する際に要する保証料を補助する。

##### < 対象者 >

上越市に居住し、申請時にひとり親であり以下の要件を満たす方

- ①児童扶養手当の支給対象者又は本人の所得が支給要件を満たしている方
- ②養育費の取り決めにかかる費用を負担した方
- ③養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ④過去に本補助金の交付を受けていない方

##### < 補助額 >

対象経費の合計額（上限100,000円）

##### < 実績 >

令和6年度事業開始

- ・令和6年度 8件（令和6年12月末時点）  
※いずれも上記1の公正証書作成費等補助のみ



## ● 養育費に関する公正証書等作成経費補助及び養育費保証契約締結経費補助

### 取組内容

#### 1 養育費に関する公正証書等作成経費補助及び養育費保証契約締結経費補助の実施

##### 1 公正証書等作成経費補助

対象経費：①養育費の取り決め等のために、弁護士、行政書士等への相談費用

②公正証書原案の作成を弁護士等に依頼した際の費用

③公正証書作成時における公正役場への立ち合いを弁護士等に代理人として依頼した際の費用

④公証人手数料令に定められた公証人手数料

⑤家庭裁判所への調停申立てや裁判に要する戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手

⑥弁護士会及びADR事業者が実施するADRの申込料や依頼料に相当する費用及び調停期日費用に相当する費用

##### 2 養育費保証契約締結経費

対象経費：養育費の支払いについて保証会社と養育費保証契約を締結する場合において、補助対象者が負担する保証料、手数料等

#### <対象者>

- 柏崎市内に居住し、申請時にひとり親の方
- 養育費の取り決めにかかる費用を負担した方
- 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- 過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書で補助を受けていない方
- 市税等の滞納がない方

#### <補助額>

支払った対象経費の合計額を補助  
(上限5万円)

#### <実績>

令和6年度事業開始  
・令和6年度 2件 (令和7年2月末時点)



## POINT 養育費相談員・弁護士による無料相談の実施(新潟県と新潟市との合同事業)

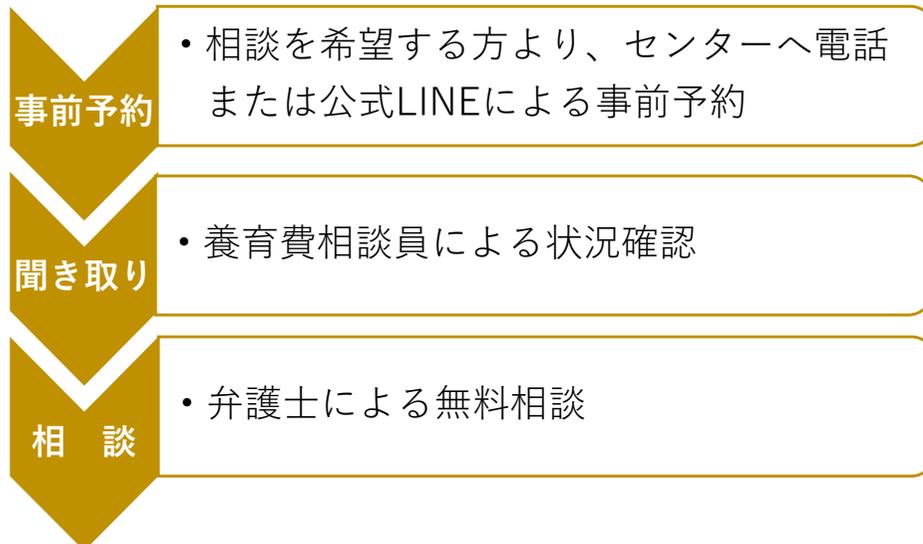
### 取組内容

#### 養育費相談員・弁護士による無料相談の実施(新潟県と新潟市との合同事業)

養育費相談員相談： 平日(年末年始を除く)9時30分～16時30分に相談対応。  
(一社)新潟県母子寡婦福祉連合会への委託により実施。  
(ひとり親家庭等就業・自立支援センターを設置)  
公式LINEから申し込みが可能。

弁護士相談： 新潟県内の離婚前の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を月1回実施。**  
相談は前々日までに専用申し込みフォーム又は電話による事前予約が必要。  
弁護士による無料相談は来所、電話、オンラインより選択可能。

#### <相談までの流れ>



#### <相談実績> ※p23、24参照

	弁護士相談	養育費相談
R5年度	61件	234件
R6年度 (R6.4～R7.2)	51件	194件

#### <実施方法>

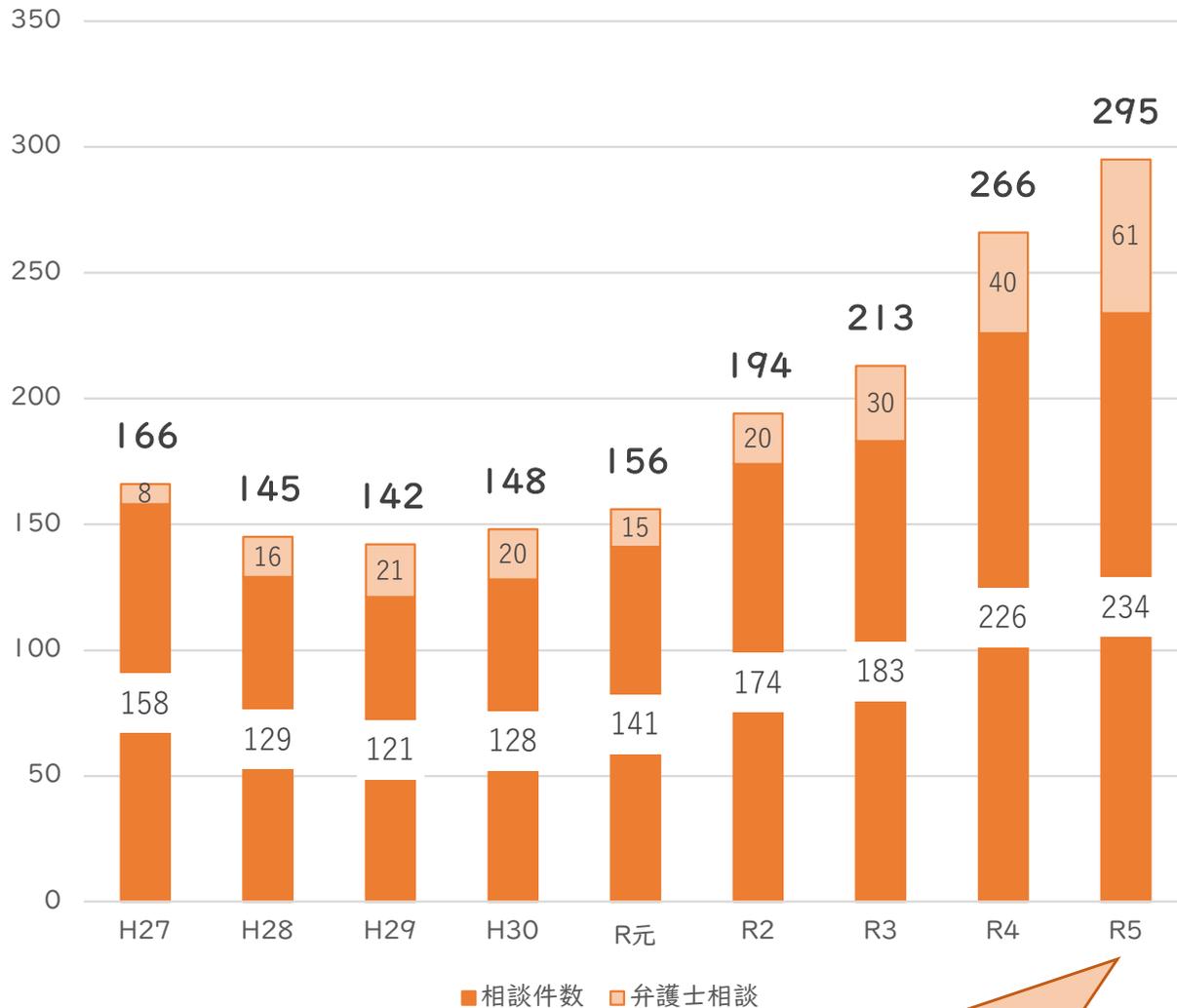
相談種別	実施方法
養育費相談員相談	来所,出張相談,オンライン 電話,メール,ハローワーク 巡回相談
弁護士相談	来所,オンライン,電話

## 3 資料

- (1) ひとり親家庭等就業・自立支援センター  
の養育費相談実績
- (2) 関係サイトへのリンク

# (1)ひとり親家庭等就業・自立支援センターの 養育費相談実績

## 相談受付・実施件数



■ 相談件数 ■ 弁護士相談

※ R5から、弁護士相談枠を2人分増の6人とし、相談時間を17時から20時に拡大

## 養育費 に関すること……

ご相談ください

- ひとり親家庭の方
- ひとり親家庭になるかもしれない方

お子さんのために  
養育費をもらって  
いますか。

お父さんは  
離れて暮らしている  
お父さんやお母さんと  
会っていますか。



ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは  
養育費や面会交流に関する相談をお受けします。

相談申込  
フォーム



電話 025-281-5546 (平日 9:30~16:30)

来所 新潟県母子寡婦福祉連合会までお越し下さい。  
(新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニソンプラザ3階)  
※相談申込フォームまたは電話からご予約ください。

E-mail info@niigatakenboren.jp

弁護士による「養育費などの法律相談(要予約)」のご案内

- ◆ 毎月第4木曜日 17:00~20:00 ◆ 一人30分無料相談
  - ◆ 来所・電話・オンラインで相談できます。
- ※前日までに、相談申込フォームまたは電話からご予約ください。

(一社) 新潟県母子寡婦福祉連合会

● ホームページアドレス <https://niigatakenboren.jp>

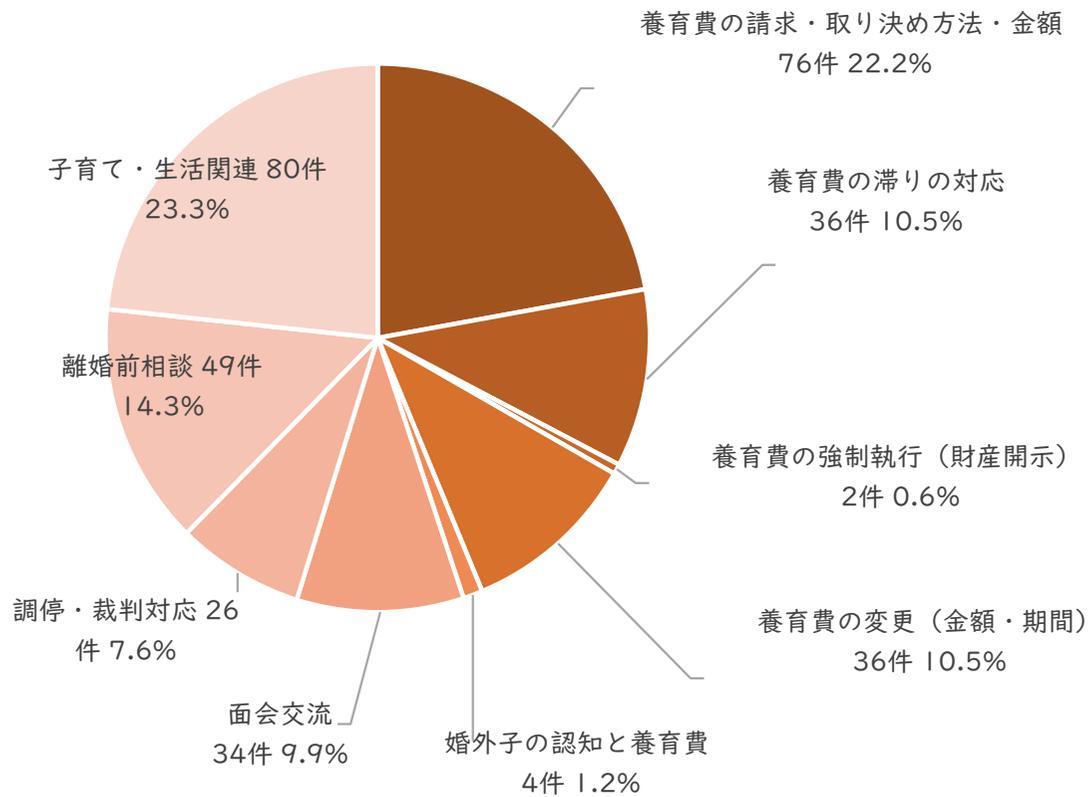
〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニソンプラザ3階 TEL 025-281-5546

※令和6年度から電話番号変更  
025-281-5587

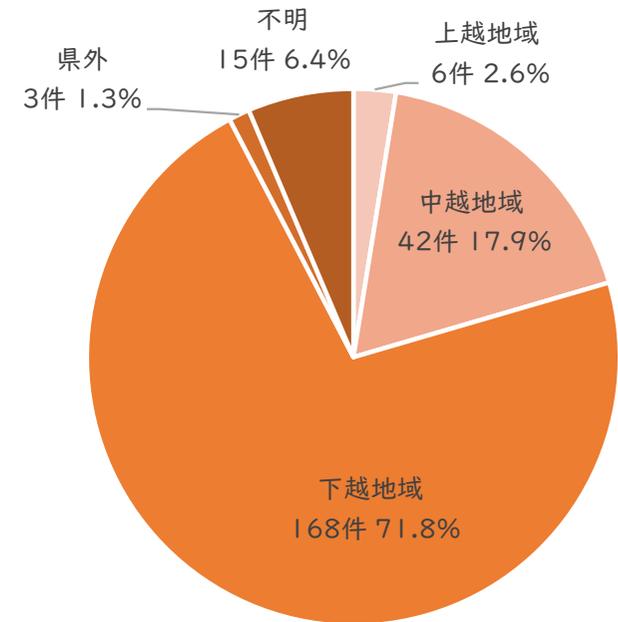
# (1)ひとり親家庭等就業・自立支援センターの 養育費相談実績

## 令和5年度の状況（弁護士相談除く）

### 【相談内容】



### 【相談者の居住地】



## (2) 関係サイトのリンク

### 国

- 内閣府大臣官房政府広報室 政府広報オンライン  
よく話し合っ決めておきましょう、「養育費」と「親子交流」  
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201611/1.html>
  
- 法務省 民事局
  - ・ 離婚を考えている方へ  
<https://www.moj.go.jp/MINJI/top.html>
  - ・ 離婚を考えている方へ～離婚をするときに考えておくべきこと～  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00011.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html)
  - ・ こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ & A  
<https://www.moj.go.jp/content/001399987.pdf>
  - ・ 公証制度について  
<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji30.html>
  
- こども家庭庁
  - ・ ひとり親家庭等関係  
<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya>  
(ページ中に養育費の履行確保等に関する取組事例集)

## (2) 関係サイトのリンク

### 新潟県

- 養育費の取決めについて  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kodomokatei/2525419.html>
- 養育費確保支援事業  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kodomokatei/1194279090355.html>

### 関係団体

- 一般社団法人 新潟県母子寡婦福祉連合会  
 新潟県・新潟市ひとり親家庭等就業・自立支援センター  
<https://niigatakenboren.jp/shien-center.html>  
<https://niigatakenboren.jp/youikuhi.html> （養育費相談）
- 公益社団法人 家庭問題情報センター  
 養育費相談支援センター（こども家庭庁委託事業）  
<https://www.youikuhi-soudan.jp/>
- 日本公証人連合会  
<https://www.koshonin.gr.jp/>